

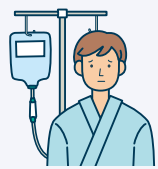
事故発生から保険適用までの流れ（民事上の責任）について、ご説明します。

- 下記はあくまでも、看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。詳細につきましては、取扱代理店もしくは東京海上日動火災保険（株）までお問い合わせください。
- 医療事故の影響や被害を最小限に食い止め、医療者と患者・家族での円満な解決の鍵となるのは、事故発生後の初期対応と言われています。看護職の誠意ある対応はもちろんのことですが、事故当事者による説明や謝罪は個人の判断ではなく、上司や組織管理者（院長等）と検討の上、適切な時期に行っていくことが大切です。



補償内容

賠償事故も しっかり補償



対人賠償

誤った薬剤を投与してしまい、
患者に障害を負わせてしまった など

1事故 5,000万円 限度
(補償期間中 1億5,000万円まで)

〈保険金の内訳〉
・被害者の治療費
・慰謝料
・休業補償 など

POINT

勤務先での看護業務だけでなく、スキルアップなどを目的とした研修やボランティアでの看護業務に起因して患者に身体障害を発生した事故も補償対象となります。



対物賠償

うっかり患者のメガネを踏みつけ破損してしまった
管理している鍵を紛失してしまった など

1事故 100万円 限度
(補償期間中 100万円まで)

〈保険金の内訳〉
・被害財物の修理費
・再購入費用 など

POINT

患者さんの私物を壊してしまった場合などが補償対象となります。



人格権侵害

患者との会話において、名誉を傷つけられたと訴えられた など

1事故 5,000万円 限度
(補償期間中 5,000万円まで)

※支払限度額は、対人賠償の支払限度額と共有です

〈保険金の内訳〉
・名誉き損の賠償費用
・プライバシーの侵害 など

POINT

業務に起因して、患者やそのご家族に対して為された不当行為に起因して発生した人格権侵害について賠償金が支払われます。



初期対応費用

事故が発生した場合に、被保険者が負担する
社会通念上妥当と認められる初期対応費用

1事故 500万円 限度
(うち身体障害についての見舞費用 1被害者につき 10万円限度)

〈保険金の内訳〉
・事故原因の調査費用
・見舞費用などの所定の費用 など

POINT

賠償事故について、被保険者が支出した初期対応費用(事故状況調査に係る各種費用、被害者への見舞金[対人事故の場合]等)をお支払いします。



傷害死亡・後遺障害保険金

就業中のケガ*により死亡もしくは後遺障害が生じた場合

66.3～85万円

*急激かつ偶然な外来のケガを指します。

POINT

就業中(職業または職務に従事している間で、通勤途上を含む)に被ったケガにより死亡もしくは後遺障害(第1級～第3級)が発生した場合に保険金が支払われます。



針刺し事故等による感染症危険補償特約保険金

使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、
B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合

HBV 1.8万円 HCV 18万円 HIV 60万円
(事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます。)

POINT

次のような事故が補償対象となります。

・使用済みの針を誤って刺してしまい、HBVに感染後、B型肝炎を発病した。
・採血や処置の際、体液や血液が付着し、HCVに感染した。
・採血や処置の際、血液が目や口に入り、HIVに感染した。 など



ケガの補償

就業中のケガ*による入院・手術・通院

入院日額 5,000円 通院日額 2,000円

手術保険金 5万円(入院中の手術)または**2.5万円**(入院中以外の手術)

*急激かつ偶然な外来のケガを指します。

POINT

就業中(職業または職務に従事している間で、通勤途上を含む)に被ったケガにより入院・手術もしくは通院した場合に保険金が支払われます。事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してはお支払いできません。また、1事故について30日を限度とします。



NEW

特定感染症の補償

特定感染症(*1)による後遺障害・入院・通院

POINT

特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等が支払われます。ただし、保険期間の初日から10日以内に発病した場合は免責となります。事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してはお支払いできません。また、1事故について30日を限度とします。



法律相談費用

就業中に、ハラスメント(*2)を受けて弁護士に相談した場合 など

1事故 10万円 限度 (補償期間中 30万円まで)

POINT

患者さんやそのご家族、職場の上司等からハラスメント(*2)を受けた場合などに補償が受けられます。



NEW

弁護士費用

ハラスメント(*2)を受けた場合の弁護士費用(争訟費用・着手金等)

1事故・期間中 100万円 限度

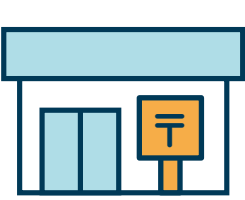
POINT

就業中にハラスメントを受けて弁護士に委任した場合等に、弁護士への報酬、訴訟費用、仲介・和解または調停に要した費用等が支払われます。ただし、被保険者が提起した訴訟の判決または和解に基づき、そのハラスメントについての賠償金の支払いを受けることが決定した場合に限ります。また、各種費用の支出には保険会社の承認が必要となります。

(※1)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(※3)または同条第8項の規定に基づく指定感染症(※4)をいいます。
※発病時に有効な規定に基づきます。
(※2)セクハラ・パワハラ・カススタマーハラスメント等迷惑行為
(※3)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。また)であるものに限ります。(2023年2月1日現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されていますので、補償対象となりますが、発病時に第5類に規定されていた場合は補償対象外となります。)
(※4)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り。また、
※保険金をお支払いする主な場合やお支払いの対象とならない主な場合については重要事項説明書で必ずご確認ください。
※看護職賠償責任保険制度は公益社団法人日本看護協会を団体保険契約者、本保険制度加入者を記名被保険者とする看護職賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款十保健師・助産師・看護師特別約款)および針刺し事故等による感染症危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)、就業中のみの危険補償特約、特定感染症危険補償特約を付帯した総合生活保険)のブランドネームです。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、公益社団法人日本看護協会が有します。
※このパンフレットでは「保険期間」を「補償期間」と読み替えて使用しています。

2023年度からWebで簡単にお申し込みできます！

郵便局に
行かない！



どこでも
簡単に
お申込み！



お申し込みは
こちらから！▶



PCをご利用の方は、

看護職賠償責任保険制度

で検索！



Q&A

Q 本保険制度に加入する方法を教えてください。

A 本保険制度専用の郵便振替用紙に必要事項をご記入の上、郵便局より掛金をお振り込みください。日本看護協会会員の方は、「看護職賠償責任保険制度ホームページ」から専用の郵便振替用紙をご請求いただけます。もしくは、看護職賠償責任保険制度のホームページより、Webサイトにログインしてのご加入(クレジットカード払い)も可能です。なお、会費未納入の方は本保険制度への加入は認められません。

Q 本保険制度の加入内容がわかるもの(加入者証など)は発行されますか？

A 郵便局の窓口で振り込んだ場合は振替払込請求書兼受領証、ATMで振り込んだ場合はご利用明細票が加入の証となります。なお、Webにてご加入された場合は、マイページより加入者証が発行できます。

Q 住所変更や改姓等の変更手続きは必要ですか？

A 以下のお手続きが必要です。なお、Web加入の場合の登録アドレスのご変更は、Webサイトにてお手続き願います。「看護職賠償責任保険制度」総合案内(0120-088-073)までご連絡ください。※JNA会員情報についても、ご所属の都道府県看護協会にご連絡ください。

保険金請求時に必要となる書類

- 事故が発生した場合は、ただちに「看護職賠償責任保険制度」総合案内へご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、幹事保険会社が求めるものを提出してください。
- 所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、幹事保険会社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、その事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、代理請求申請書 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	保険金請求書、事故報告書、事故証明書、針刺し事故の状況報告書 など
保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度、傷害の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ③被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 医師の診断書、施術証明書、死亡診断書(写) など ④針刺し事故の場合 直後検査の結果を証する書類、支払事由に該当したことを証明する医師の診断書、病院または診療所の証明書書類 など ⑤ハラスメント被害事故の場合 法律相談の日時、所要時間および内容についての書類、費用を証明する書類、加害者側から被保険者が賠償金の支払いを受けたことを証明する書類 など
公の機関や関係先等に対し事実確認が必要な場合の必要書類	同意書 など
被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 など
支払すべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち幹事保険会社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

振込受付期間と掛金

※本保険制度の加入条件として2023年度日本看護協会への入会手続き及び会費納入が必要です。

補償開始日(補償期間)	申込期間	掛金	補償開始日(補償期間)	申込期間	掛金
2023年 4月1日～(12ヵ月)	2022/12/15～2023/ 3/15	2,650円	2023年10月1日～(6ヵ月)	2023/ 8/16～2023/ 9/15	1,750円
2023年 5月1日～(11ヵ月)	2023/ 3/16～2023/ 4/17	2,500円	2023年11月1日～(5ヵ月)	2023/ 9/16～2023/10/16	1,600円
2023年 6月1日～(10ヵ月)	2023/ 4/18～2023/ 5/15	2,350円	2023年12月1日～(4ヵ月)	2023/10/17～2023/11/15	1,450円
2023年 7月1日～(9ヵ月)	2023/ 5/16～2023/ 6/15	2,200円	2024年 1月1日～(3ヵ月)	2023/11/16～2023/12/15	1,300円
2023年 8月1日～(8ヵ月)	2023/ 6/16～2023/ 7/18	2,050円	2024年 2月1日～(2ヵ月)	2023/12/16～2024/ 1/15	1,150円
2023年 9月1日～(7ヵ月)	2023/ 7/19～2023/ 8/15	1,900円	2024年 3月1日～(1ヵ月)	2024/ 1/16～2024/ 2/15	1,000円

※各補償期間の終了日は、2024年4月1日午後4時までです。

※上記申込期間の最終日に限り、webでご加入いただく際は、17時までの手続きが必要となります。

【針刺し事故等による感染症危険補償特約】

被保険者が事故（※1）を直接の原因として、保険金支払事由（※2）に該当した場合に、保険金を被保険者にお支払いします。

※補償期間中に生じた事故（※1）により、観察期間中（事故の発生の日からその日を含めて1年以内）に保険金支払事由（※2）に該当したことを医師等が診断した場合にかぎります。

（※1）医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他の医療関係の業務に従事中（※3）に生じた偶然な血液曝露事故（※4）をいいます。

（※2）次のいずれかの事由となることをいいます。

ア、HBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けること。

イ、HCVに感染すること。

ウ、HIVに感染すること。

（※3）実習中を含みます。

（※4）次の事由をいいます。

ア、血液付着した鋭利な医療器具（注射針、メス等）によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること。

イ、血液の飛沫が被保険者の眼球等の粘膜に曝露すること。

●保険金をお支払いしない主な場合

（傷害補償基本特約）

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ

・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ

・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ

・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ

・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ

・妊娠、出産、産後または流産によって生じたケガ

・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ

・自動車等の乗用器具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ

・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、ハングライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生

じた事故によって被ったケガ

・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

等

（特定感染症危険補償特約）

・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症

・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症

・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分）

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症

・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症

・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。）

等

【針刺し事故等による感染症危険補償特約】

下表のいずれかに該当する感染または発病に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた感染または発病 ア、被保険者　イ、保険金の受取人（※1）
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた感染または発病

（※1）保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

また、以下の場合にも保険金をお支払いしません。

・被保険者が直後検査（※2）を受けなかった場合は、理由がいかなるときであっても保険金をお支払いしません。

・直後検査（※2）の結果、その時点で被保険者がHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合は、そのウイルスにによる感染または発病を保険金支払事由とする保険金をお支払いしません。

（※2）事故の発生の日からその日を含めて3日以内（3日目の午後12時まで）に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。

■商品の仕組み：この商品は総合生活保険普通保険約款と、賠償責任保険普通保険約款に各種特別約款・特約をセットしたものです。

■この保険は、公益社団法人日本看護協会を契約者とし、公益社団法人日本看護協会の会員で、お申込みをいただいた方を被保険者（補償を受けることができる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等は本パンフレット等に記載のとおりです。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

必ずお読みください 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

【看護職賠償責任保険】

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（補償を受けることができる方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

●クーリングオフ

・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

●告知義務

・払込取扱票に★や☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

・ご加入後に払込取扱票に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されます1、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

・払込取扱票に記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または東京海上日動火災保険（株）までご通知ください。

●もし事故が起きたときは

・ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、事故発生の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容及その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

・保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

・ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●示談交渉サービスは行いません

・この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

・責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者に弁済を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご注意ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- （1）ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- （2）ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- （3）以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者または被保険者が引受保険会社への保険契約に基づき保険金を支払わせることを目的として詐欺を生じさせた場合
 - ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額等の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中から選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

4 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法
払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

6 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記をご確認ください（項目名は商品によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様し、変更時点での下記の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

総合生活保険（傷害補償）
職業・職務等★1が告知事項かつ通知事項（☆）となります。
他の保険契約等★2を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

※1 新たに職に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
※2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険（傷害補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、「お問い合わせ先」までお申出ください。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者にて、旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間★2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービス

を受けられなくなることがあります。

※1 解約日以降に請求することがあります。

※2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（傷害補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、「《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、「《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報等、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いせん。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（傷害補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（被保険者票）が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票（被保険者票）が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、「《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されているので、ご一読のうえ、加入者票（被保険者票）とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。